

編集部会規程

JSSM-2-200 2011. 8. 31 制定
2024. 12. 26 改定

第1条（目的）

編集部会は、本学会機関誌を構成する「日本セキュリティ・マネジメント学会誌」（以下学会誌と称す）の編集を通じて、学会に貢献することを目的とし、本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の編集部会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条（構成）

編集部会長および編集部会員は定款第60条に基づき選任する。

2. 理事会規程第3条に基づき編集部会員の推薦方法等は編集部会長が定めることができる。

第3条（役割）

編集部会は、学会誌の編集を行うため、編集部会は、次の各項の業務を行い、編集を統括する。

- ①研究論文の査読者選定と査読過程の管理、および判定結果の確定。
- ②研究ノートの査読者選定と査読過程の管理、および判定結果の確定。
- ③解説記事等の企画、立案、原稿依頼、必要に応じて適否判定。
- ④その他編集に必要な業務。

第4条（運営）

編集部会は、その役割に関して年度事業計画案を作成し、事業を実行し、年度事業報告の作成を行う。

2. 編集部会は、事業の実行に関して、事務局に協力を依頼できる。

3. 学会誌編集に係る運営は、次の各項による。

- ①学会誌は原則年3回の発行とし、機関誌の他の構成要素と共に刊行することができる。
- ②投稿規程は、別に定める。
- ③研究論文ならびに研究ノートの査読および判定は、次の各項に従う。各論文に対して、その管理を担当する部会員を1名、部会長または副部会長が指名する。管理の詳細は、当該分野の発展に資することを旨とし、別に定める。必要に応じて部会審議またはメール審議を行い、また前項 ii. で補うことができる。
- ④査読者名および担当部会員名は、著者に対して開示されない。

第5条（本規程の改廃）

編集部会は本規定の改廃を発議することができ、定款第42条に基づき理事会によって改廃が行われる。

附則

この規程は2024年12月27日から施行する。